News Release
〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命
MS&AD INSURANCE GROUP

2018年5月18日

新商品 あしたの、よろこび
通貨選択生存保障重視型個人年金保険
の発売について

MS＆ADインシュアランス グループの三井住友海上プライマリー生命保険株式会社（取締役社長：永井 泰浩）は、「人生100年時代」の到来に備えた、長期の生存給付ニーズにお応えする新商品『**あしたの、よろこび**』（通貨選択生存保障重視型個人年金保険）を、2018年5月21日から全国の提携金融機関で発売します。

本商品は、外貨の好金利で運用する外貨建ての年金保険で、**トンチン性**＊1**を高めることにより年金額を充実させています**。年金は、最短でご契約日の1か月後から受取ることができ、一生涯「ずっと」受取れる終身年金と、期間を決めて「しっかり」受取れる確定年金から選ぶことができます。

本商品は、一時払の外貨建年金保険として、据置期間中と年金支払期間中の死亡保障を一時払保険料相当額以下に抑えている点、死亡時保証なし型の終身年金がある点などの特徴が**業界初**＊2となる商品です。

平均寿命が伸長し超高齢社会が進展する中、長生きに備えることができる本商品は、お客さまが**「人生100年時代」を楽しみながら生きることをサポートする**、魅力ある年金保険となっています。

これからも、弊社が掲げる「お客さま第一の業務運営に関する方針」に則り、お客さまの多様なニーズにきめ細かくお応えできる魅力的な商品・サービスの提供に努めてまいります。

＊1 トンチン性とは、「死亡した方の保障を抑え、その分を生きている他の方の年金に回すしくみ」により、長生きした人ほど、より多くの年金を受取ることをいい、イタリア人のロレンツォ・トンティが考案した保険制度に由来しています。
＊2 三井住友海上プライマリー生命調べ（2018年4月末時点）。2018年4月末時点の生命保険各社の一時払の外貨建年金保険を調査対象としています。本商品「あしたの、よろこび」を含む、「通貨選択生存保障重視型個人年金」が対象となります。

発売日	取扱予定金融機関一覧（五十音順） ※取扱金融機関によって発売日が変更される場合、または取扱い内容が異なる場合があります。		
2018年5月21日	あおぞら銀行 秋田銀行 関西アーバン銀行 京葉銀行 四国銀行 静岡銀行 十六銀行	常陽銀行 仙台銀行 大光銀行 但馬銀行 中国銀行 筑波銀行 南都銀行	西日本シティ銀行 広島銀行 広島信用金庫 北洋銀行 北海道銀行 山形銀行 山梨中央銀行
2018年6月	愛知銀行 イオン銀行 池田泉州銀行 十八銀行 静清信用金庫	第三銀行 第四銀行 但馬信用金庫 千葉興業銀行	鳥取銀行 百十四銀行 北陸銀行 宮崎太陽銀行

『あしたの、よろこび』の主な特徴

【特徴１】契約後「すぐに*1」「ずっと*2」年金を受取れます。

- ❑ 据置期間は、０年*3～１０年（年単位）より選べます。
- ❑ 据置期間０年を選択された場合は、ご契約日の１か月後から一生涯年金をお受取りいただけます*4。

＊1 据置期間0年を選択された場合です。第1回の年金は、契約日の翌月の月単位の応当日に支払われます。
＊2 終身年金を選択された場合です。
＊3 確定年金の場合、据置期間0年は選択できません。
＊4 第2回目以降の年金は、契約日の年単位の応当日に支払われます。

【特徴２】死亡保障を抑えることで、年金額をより大きくする工夫があります。

- ❑ 終身年金の場合、死亡保障を低く抑えた年金種類を選択することで、年金額をより大きくすることができます。
- ❑ 年金の種類は、死亡時の保証割合が異なる以下の３種類の終身年金および確定年金から選択できます。

- ❑ 据置期間を長くすることで、年金額をより大きくすることができます。

※「純粋終身年金（死亡時保証なし型）」を「死亡時保証なし型終身年金」、「死亡時保証金額付終身年金（保証割合80%）」を「死亡時保証 80%型終身年金」、「死亡時保証金額付終身年金（保証割合 100%）」を「死亡時保証 100%型終身年金」と表記しています。

【特徴３】外貨の好金利で運用します。

- ❑ 契約通貨は、米ドル、豪ドルから選択できます。
- ❑ ご契約時の積立利率を年金支払期間に適用し、契約通貨建ての年金額はご契約時に確定します。

［下記は「トンチン性」を簡易的に説明したもので、「トンチン性」のすべてを網羅するものではなく、また、内容を保証するものではありません。］

■『あしたの、よろこび』のトンチン性について

『あしたの、よろこび』は2つのポイントにより、受取る年金額を大きくする工夫があります。

ふやすポイント① 据置期間中

＜イメージ図＞

据置期間中に被保険者が死亡された場合、運用でふえた分は据置期間満了時に生存されている他の被保険者の契約に年金額として配分するという考え方で、年金額を高く設定しています。

※上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。

ふやすポイント② 年金支払期間中

＜イメージ図＞

年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、死亡一時金相当額をなしにする（減らす）という考え方で、その分、あらかじめ年金額を高く設定しています。
※年金の種類が終身年金の場合に限ります。

※上図はイメージ図であり、年金額等を保証するものではありません。

■ 商品イメージ図

＊1 確定年金の場合、据置期間0年は選択できません。
＊2 据置期間0年を選択された場合、解約はできません。
＊3 据置期間0年を選択された場合、死亡保険金はありません。
※上図はイメージ図であり、解約払戻金額や年金額等を保証するものではありません。

■ 各終身年金の特徴について（比較イメージ）*4

死亡時保証なし型終身年金	死亡時保証80%型終身年金	死亡時保証100%型終身年金
年金支払期間中の死亡一時金を「なし」にすることで、年金額は、「死亡時保証80%型終身年金」、「死亡時保証100%型終身年金」と比べ最も大きくなります。 年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、死亡一時金はありません。	年金支払期間中の保証割合＊5を基本保険金額の「80%」に抑えることで、年金額は、「死亡時保証なし型終身年金」より小さく、「死亡時保証100%型終身年金」よりも大きくなります。 死亡時保証期間中＊6は保証割合＊5を80%とした死亡保障があります。	年金支払期間中の保証割合*5として基本保険金額の「100%」を確保しており、年金額は、「死亡時保証なし型終身年金」、「死亡時保証80%型終身年金」と比べ、最も小さくなります。 死亡時保証期間中＊6は保証割合＊5を100%とした死亡保障があります。

＊4 年金種類以外の契約条件が同一の場合となります。
＊5 「既払年金累計額＋死亡一時金額」として保証する「保証金額」の基本保険金額に対する割合をいいます。
＊6 被保険者が死亡したときに死亡一時金が支払われる期間をいい、第1回年金支払日から、支払事由が発生した年金の総額が保証金額に達する年金支払日の前日までの期間をいいます。

当商品の詳細は、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」をご覧ください。

■ 主なお取扱いについて

年金種類		死亡時保証なし型終身年金 死亡時保証80%型終身年金 死亡時保証100%型終身年金	確定年金
契約通貨		米ドル／豪ドル	
一時払保険料	最低	5 万ドル（1 ドル単位）	
	最高	5 億円（契約日における円入金特約で適用する為替レートでの円換算額）	
	円入金特約を付加した場合	500 万円以上 5 億円以下（1 万円単位）	
	外貨入金特約を付加した場合	払込通貨により上記最低額、最高額を適用します。 ※ お取扱いは、米ドル→豪ドル、豪ドル→米ドルに限ります。	
契約年齢 （契約日における被保険者の満年齢）		50歳～90歳	50歳～89歳
据置期間		0年～10年 ※据置期間0年は、保険契約者と年金受取人が同一人で終身年金の場合に限り選択いただけます。	1年～10年 ※据置期間と年金支払期間の合計で40年未満とします。
年金支払期間		終身	15年・20年・25年・30年・35年 ※年金支払開始年齢が88歳以上の場合、年金支払期間35年は選択できません。
年金支払開始年齢		50歳～90歳	51歳～90歳
保険料の払込方法		一時払のみ ※一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。	
増額／一部解約		お取扱いいたしません。	
クーリング・オフ		クーリング・オフ制度（お申込の撤回・契約の解除）の対象です。	
付加できる主な特約		遺族年金支払特約・指定代理請求特約 円入金特約・外貨入金特約・円支払特約・年金円支払特約	

※同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額は、契約日時点の円換算額を合算します。この合算額の上限は 7 億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。
※この保険の保険期間は、据置期間と年金支払期間の 2 つからなります。

■ この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項

●為替リスクについて

この保険は、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、死亡保険金、解約払戻金、年金等（以下、保険金等）受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

●市場リスクについて

この保険を解約する場合、運用資産（債券など）の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより、解約払戻金が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。具体的には、契約時点よりも市場金利が高くなると市場価格は下落し、逆に、契約時点よりも市場金利が低くなると市場価格は上昇します。したがって、解約払戻金は市場金利の状況により変動することとなります。ただし、解約日における基本保険金額が上限となります。解約の他に、死亡時保証 80%型終身年金、死亡時保証 100%型終身年金および確定年金において一括で年金を受取る場合にも市場調整が適用され、一括支払額と既払年金累計額の合計が一時払保険料を下回る場合があります。

●預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

●諸費用に関する事項の概要について

【ご契約時にご負担いただく費用】

契約初期費用として、一時払保険料に対して 5%を一時払保険料から控除します。

【据置期間中にご負担いただく費用】

・ 据置期間中に適用される積立利率は、契約年齢、契約通貨、据置期間および年金の種類等に応じた指標金利の上下 1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費をあらかじめ差引いた利率です。

※保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

したがって、据置期間中は下記以外に直接ご負担いただく費用はありません。なお、この指標金利は契約年齢、契約通貨、据置期間および年金の種類等によって異なります。

・ 積立金額が基本保険金額を下回っている期間中は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢、性別および経過期間によって異なるため、その計算方法は表示することができません。

【外貨で契約を締結することで生じる費用】

・一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。

・一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合のレートと保険金等を円で受取る場合のレートは、仲値（TTM）に対し、次のとおりとなります。

円入金特約により、保険料を円で入金する場合の円入金特約レート（TTS）	TTM＋50 銭
外貨入金特約により、保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	（契約通貨の TTM＋25 銭） ÷ （払込通貨の TTM－25 銭）
円支払特約または年金円支払特約により、保険金等を円で受取る場合の円支払特約レート（TTB）	TTM−50 銭

【年金支払期間中にご負担いただく費用（遺族年金支払特約による年金支払期間中も含みます。）】

項目	目的	費用	時期および対象
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して 1%＊1	年金支払日に責任準備金から控除
死亡一時金を支払うための費用 ＊2	死亡一時金を支払うための費用	被保険者の年齢、性別および経過期間によって異なるため、その計算方法は表示することができません。	死亡時保証期間中に責任準備金から控除

＊1 上記費用は上限です。なお、契約日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

＊2 死亡時保証 80%型終身年金、死亡時保証 100%型終身年金のみに適用します。

【解約時にご負担いただく費用】

解約時にご負担いただく費用はありません。

≪ご参考≫データから読み取る、「人生 100 年時代」の到来

日本人の平均寿命は男性約 81 歳、女性約 87 歳。女性の約 2 人に 1 人は 90 歳まで長生きをする時代になりました。これから、「人生 100 年時代」が到来しようとしています。

■ 年齢別死亡者数

年齢別死亡者数のピークは、男性 87 歳、女性 93 歳となっており、平均寿命よりも長く生きる方が多いようです。

■ 100 歳以上の人口推移（2030 年以降は予測値）

■ 90 歳および 100 歳までの生存率

「人生 100 年時代」になると、セカンドライフは 30 年を超えることになります。
今まで貯めてきた資金も、ただ取り崩すだけではいずれ底をついてしまうため、長生きに備える工夫が必要になります。

■ セカンドライフの家計収支（高齢夫婦無職世帯：月額）

日常生活費に必要な金額の不足分だけでも、30年間で試算すると
約1,980万円になります。
（5.5万円×12か月×30年間）
さらに、不定期でかかる費用の上乗せ分も考慮する必要があります。

※高齢夫婦無職世帯とは、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦1組の世帯のうち世帯主が無職の世帯

【出典について】
「平均寿命」、「年齢別死亡者数」、「90 歳および 100 歳までの生存率」：厚生労働省「平成 28 年簡易生命表」／「100 歳以上の人口推移」：2015 年までは厚生労働省「平成 29 年百歳以上高齢者等について」、2030 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年度推計）の出生中位死亡中位仮定による推計結果」／「高齢夫婦無職世帯の家計収支」：総務省統計局「平成 29 年家計調査年報（速報）」／「ゆとりある老後生活を送るために必要と考える費用」：生命保険文化センター「平成 28 年度生活保障に関する調査（速報版）」